

裁判員経験者の意見交換会議事録

神戸地方裁判所姫路支部

司会者

本日は、お忙しい中、5名の方に裁判員経験者の意見交換会に御参加いただきました。私は、司会進行を務めます、裁判官の木山です。平成21年5月に裁判員制度が始まり、今年でちょうど10年になります。この制度をきっかけとして、刑事裁判実務も大きく変わったということを実感しているところです。今後もよりよい裁判員裁判を目指して工夫を重ねたいと思っています。本日お集まりの裁判員経験者の方々には、忌憚のない御意見、御感想をお聞かせいただき、今後に役立てていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

裁判官

合議B係の裁判員裁判の裁判長を担当している藤原です。本日は、皆さんの忌憚のない御意見をお伺いして、今後ともよりよい裁判員裁判を目指していこうと思っています。よろしくお願いいたします。

検察官

検察官の中山です。昨年の6月から5件ほどの裁判員裁判を担当させていただきました。本日、貴重な御意見を伺うことができると思っていますので、よろしくお願いいたします。

弁護士

弁護士の千葉です。兵庫県弁護士会に所属しており、刑事弁護委員会に入っています。昨年、自分で初めての裁判員裁判を経験いたしました。本日は、よろしくお願いいたします。

司会者

また、この意見交換会は、報道機関の方々にも御案内させていただいており、今回、若干名の方がいます。経験者の皆様に御質問などもあるようですので、よろしくお願いいたします。

さらに、意見交換会の進行についてですが、皆様方に私どものほうから裁判

手続全般について質問させていただくというのが中心なのですが、その前にまずは、皆様方から裁判員裁判に参加した全体的な感想・印象などをお聞かせいただき、また、質問が終わりました後には、将来、裁判員になられる方々へ皆様からのアドバイスやメッセージをいただけたらと思います。最後に、記者の方々の御質問というような進め方でいきたいと思っています。

それでは、全体的な感想、印象、御意見といったことを、まずは、お一人お一人お聞きしたいと思います。1番さんから、順番でお願いいたします。

裁判員経験者 1

私は、裁判員裁判の制度ができたときに、実は、ちょっと参加してみたいなと前から思っていたので、選ばれましたと通知が来たときに、ちょっと、やったと思ったりもしました。

実際に選ばれて参加したのですけれども、やはり被害者の方とか、被告人の方とかの人生を左右することなので、参加日が近づいてくると、責任重大だなというのがひしひしと感じました。実際に皆さんと意見交換してみましたら、自分とは全然考え方が違っている人がたくさんいらっしゃって、自分の考えがすごく広がったなというのもありました。思っていることをどうやって伝えたらいいんだろうということにいっぱい悩んだのですけれども、裁判長の方とかから、こういうことですよねと言われ、まさしくそれは私の言いたかったことだということがありました。裁判官の方とかが気さくにしゃべりやすい雰囲気を作ってくれ、参加してとてもよかったと思います。人生に、とてもいい経験になったと、プラスになったと思います。

裁判員経験者 2

私は、70歳を超えているので、断ることができたのですけれども、参加して、経験して、この制度のあり方を見つめるということも大切かなというふうに思いました。今までの裁判制度は、適正化について国民の多くの信頼を得ているにもかかわらず、司法のプロが判断することに対して、素人の意見を参考にするというのはどういうことなのかなと疑問も持ちました。今までのプロが

判断するよりも、国民が参加して得た結論の方が、より効果のある大切な結果が出るというふうに言われて、やはりそういうことかなと、いろんな疑問を持ちながら参加をさせていただきました。特に感じたことは、裁判官というのは、今まで多忙な職種だと聞いていましたけれども、何の法的なことも知らない素人に、話がしやすい雰囲気を作ったり、わかりやすい説明をしたり、ものすごい負担になっているのと違うかなということを、わずかな期間ですけれども、痛切に感じました。できたら、実際に裁判員制度ができる前とできた後の感想を、弁護士の方、検察官の方、裁判官の方から、是非聞いて帰りたいなどと思って、今日は、参加させていただきましたので、よろしく願います。

裁判員経験者 3

私のいきさつは、名簿に載りましたというのが来たときに、変なこと言いますけど、何かやったのかなと一瞬思ったのです。内容を読んで、ああ、こういうことかと思って、また忘れたころに、2度目の封筒が届いて、わあ、大変なことになってしまったという感じでした。

ただ、参加するに当たって、私は、会社を経営しているので、時間が何とでもなると思ったのもありますし、若いころは、警察のほうを目指して頑張っていましたので、昔は、裁判にも興味がありましたから、先ほどの1番さんと同じく、是非選ばれたらやりたいなという思いはちょっとありました。

いざ、こちらに来させていただいて、評議が始まって話をしていくうちに、私としては、とんでもないところに来たなというのが、やはり一番の印象でした。最後に判決を出して、終わって、家に帰ってから、もう大変なことをしてしまったなというふうな思いがあり、人の人生を決めてしまったという、ちょっとプレッシャーがあって、1週間ぐらいへこんだような雰囲気になりました。

全体的な感想としては、裁判員に選んでいただいて、本当によかったと思っています。私の周りの方々も、誰一人選ばれたことがないということを知

き、私は、いろいろな会合で、スピーチをするんですけども、そういったところや知り合いとかに裁判員制度について話すことができればいいのかと思って、皆さんに理解してもらえるよう、国民の皆さんに裁判員裁判に参加する意義を伝えていきたいなという思いが一番強く感じて、今に至っている状況です。

裁判員経験者 4

普通の会社員で、普通の毎日を過ごしていた中で、絶対に来ないだろうと思っていた封書が届いて、正直驚いたのと、あと、仕事をどうしたらいいんだろうというのが、正直な最初の感想です。会社の方にも、そういう経験はめったにないからと言っていただいて、後押ししていただきました。最初、裁判所は、すごい堅苦しいイメージしかなかったのですが、こんなところに来ていいのかと本当に思いました。裁判長、裁判官の方とか、皆さんが和やかな、すごく話しやすい雰囲気を出していただいたことで、正直な自分の感想も言えました。自分の視野もちょっと大きく変わったのかなというのが正直な感想です。

裁判員経験者 5

私も3番さんが言われたように、最初、裁判所から大きな封筒が来まして、何か悪いことしたかなという予感があって、開けてみたらこういうお話でした。家族には言ったのですけれど、会社の人には言わず、選任手続をしますという知らせがあってから、初めて会社の人に言いました。最初、冒頭陳述は、すごく話が大きくて、理解するのにちょっと時間が掛かったり、わからない状況でしたが、裁判官、ほかの裁判員の方もいらっしゃいまして、その方々の話も聞きながら、どういうことをおっしゃっているのかなということを理解しながら裁判が進み、終結まで至ったと思います。

司会者

ありがとうございます。総じていろいろとびっくりしたとか、新鮮だったとか、あるいは、いい経験だったと高い評価をいただいていると思います。ここからは、手続の流れに即しまして、お尋ねしたいと思います。

順番にいけますが、まず、公判に入る前の選任手続と公判手続との間隔についてです。今回の5人の方々は大体3パターンあります。一番目は、前の週の火曜日にその選任手続があつて、1週間後の月曜日から公判が始まった方。二番目は、木曜日ないし金曜日に選任があつて、土日を挟んで月曜日から始まった方。三番目は、月曜日とか火曜日とかに選任がありまして、翌日から始まった方があります。お仕事の関係とか、あそこは、ちょっときつかったとか、私は、あれで結構だったみたいな御感想などを聞かせていただけたらと思います。では、こちらからパターン別に聞いていきましょう。一番目の前の週の火曜日に選任があつて、週明けの月曜日からのパターン、1番さんは、確かそのパターンだったと思いますけれども、いかがですか。

裁判員経験者 1

私は、ちょうど仕事を違う方に引継中でしたので、ちょっと高速に引継ぎを行って、逆に1週間頑張れという感じで任せてこられたので、そんなに仕事で困ったということはありません。私以外の裁判員の方には、もうちょっと期間が欲しかったという方もいて、結構さまざまだなというふうに思いました。

司会者

なるほど。今度は、三番目の翌日から始まったという方、3番さんと5番さんのお二方についてお聞きしましょう。3番さんは、いかがでしたか。

裁判員経験者 3

先ほどお話ししましたように、私は、会社を経営してしまして、全ての仕事を部下に任せて出られる状況がすぐにできたので、私は、よかったかなと思います。しかし、私の会社の社員たちが、もしそれを言ったら、私としては、明日かと言ってしまうと思うのです。会社的には出したいとは思いますが、すぐに明日というのではなくて、やはり1週間ぐらい間隔を設けてもらったら、仕事の割り振りができていいのかなと思います。社員を裁判員に行かせないという事業者も、ちょっと聞いたことがありますし、実際、この地域でもあるのかも知りませんが、消防団で出動する場合とかでも、ある会社な

んかは欠勤扱いにしてしまうところがあったりします。これは国のほうからも、事業所にもっと宣伝をしていただいて、もっと協力を仰いでいただけたらうれしいかなという思いがありました。

司会者

3番さんは、経営者のお立場ということなのでお尋ねするのですが、社員のほうが1週間ぐらい前に選任手続があります、選ばれば、その次の日から裁判員の仕事になるけれど、選ばれないかもしれませんというような形で予告があれば、雇い主のほうとしていかがですか。

裁判員経験者3

それだったら、私も行ってきなさいと言うことはできますね。

司会者

わかりました。同じパターンの5番さんにもお伺いしたいと思います。

裁判員経験者5

3番さんもおっしゃっていたんですけれども、私のところには、選任手続があつて、その次の日からその週まで裁判に参加してもらいたい案内がありまして、ですから、私は、会社の人には、月曜日はちょっと休ませてください、もしかしたら、この1週間は休むかもしれませんということを、あらかじめ伝えて参加しました。

司会者

あらかじめ会社にお伝えになられて、実際に選ばれたと連絡をして、会社のほうは、では、行ってこいというような感じで対応してくれたのですか。

裁判員経験者5

もう夕方でしたので、裁判員に選ばれたので、明日から休みますということ、電話で会社のほうに連絡を入れて、1週間休みました。

司会者

なるほど。わかりました。それと、二番目の週末に選任があつて、週明けからというパターンの方で、2番さんと4番さんにお伺いします。

裁判員経験者 2

私のほうは、家族が、そんなプロがいろいろ決めるところへ、あんたみたいな素人が行ってどうするの、恥かいて帰ってくるだけと違うと言われたことが、一番頭に残っています。もう仕事からも解放されていますので、何の支障もありませんでした。

司会者

わかりました。では、4番さん、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 4

会社のほうは、前例が1名いらっしやったので、休暇とかは取りやすかったです。やはり仕事のほうがちょっと日にちがないというのと、あと、会議の予定とかが入っていました。選任された翌日に会社に行って、上司と相談して、会議の開催のこととか、それ以外の仕事に絡む方に事情を説明してわかってもらって変更するとか、ちょっと時間的にはありませんでした。その1日で、自分の業務も終わらせてから行きたかったのですけれど、とにかく先にお断りだけしたりするのが、ちょっと大変だったと思います。

司会者

4番さんは、木曜日に選任があって、翌週からというパターンでしたよね。逆に、翌日の金曜日からという、事前に話をしておくしかないと思うんですけれども、どちらがやりやすかったですか。印象として。

裁判員経験者 4

仕事にもよるとは思うんですけれども、私は、会社のほうで海外ともやりとりしていたのがあったので、自分が今持っている来週期限の仕事をこなしたくても1日しかなかったから、やはり時間がないなと思いました。まず、周りの方に断らないといけないし、断った上で、今、自分の持っている仕事をとにかく片づけました。やはり同じ仕事をされている方からすると、私のその業務がそこで止まってしまうと、その方たちも、その次の1週間はその業務がこなせないなので、できることなら、選ばれた後に、もう二、三日ちょっと会社に行け

る日にちがあって、全部引き継ぐなり、そういうことを終わらせてから行けるようであればありがたいかなと思います。

司会者

この辺は、やはりいろんな方がいらっしゃるということですね。わかりました。

それでは、公判が始まり、証拠調べがあつて、評議があつて判決がある、その流れですけれど、公判のほうに進めさせていただきます。公判手続全般につきましては、弁護士会のほうから質問がありまして、被告人が正装していれば、何か判断が違ったりするものでしょうかというふうなことで、法廷で見た被告人の姿とか、装いとか、そういったものについて何かお気づきの点があればという御質問です。

裁判員経験者ら

(特に意見なし)

司会者

保釈中の被告人は、ネクタイをしめて、きちんとした格好で来る人が多いですし、人それぞれなのですが、特に印象に残っていることはないし、余り服装でどうこうというふうなことではないようですかね。では、さらに進めましょう。次は、審理についてお尋ねします。検察官と弁護人が、冒頭陳述をします。証拠により証明しようとする事実のアウトラインを示したり、判断すべき争点を明確にしたり、この証拠に注目してほしいといったりするものです。予告編のような手続で審理が始まって直ぐに行われますから、裁判員の皆さまにとっては、緊張感もまだほぐれないような段階でされる手続なので、わかりやすく、かつ、頭に入れてもらうために、いろいろ工夫をされているところだと思うのです。御感想など是非お聞きしたいと思いますが、よかった、悪かった、あるいは、わからなかった、よくわかった、何でもいいです。5番さんが先ほど冒頭陳述にちょっと触れていただいたので、5番さんからお願いしましょうか。

裁判員経験者 5

最初の冒頭陳述ですね。すごく内容が多くて、何かもう少し目に見える形で示していただけたら、多分入りやすかったかなと。箇条書きででも、この人はこう言いましたので、こういう証言していますとか、いついつこんなことがありましたとかというのを示していただけていたら、もう少しわかりやすかったのかなと思いました。プリントはもらいましたけれども、書き込むためのものか、余白が多くて、冒頭陳述に関することがほとんど書いてなかったのですね。何かそういったことでも、ポイントになる大切なところとかをちょっと入れていただけたら、もっとわかりやすかったのかなと思いました。

司会者

冒頭陳述について、ほかの方はいかがですか。弁護士会からの質問にもあるんですけど、ちょっと早口でわからなかったとか、そんなことでも何でもいいのですけれどもね。

裁判員経験者 2

裁判員制度が始まってから、弁護士も検察官も、裁判員によりわかりやすいような表現を意識してしゃべられていたんでしょうか。我々、聞いた中身は大体理解できましたし、もし、わからなければ、メモをして、後の評議の中で質問をすれば、裁判官から詳しく説明していただけるので、そんなに聞いていて苦痛とか、大変というようなことは余り感じませんでした。

司会者

どんな工夫をしてるか聞いてみたいという感じですかね。

裁判員経験者 2

はい。

司会者

では、検察官からお願いします。

検察官

皆さんのときにもお配りしましたが、大抵 1 枚ものの冒頭陳述メモをお配り

していることが多いと思います。冒頭陳述メモについては、作り方の研修もありますし、こういう機会の御意見もためていまして、それを踏まえて、少しずつ改善しているというところです。もちろん、今が最もいい状態というわけではなくて、現状のものを更にこういうところで御意見をいただいて、さらに変えていってというような形で、少しずつわかりやすくしていくように、努力はさせていただいてるところです。先ほどわかりづらかったという御指摘もいただきましたので、それを踏まえて、変えていくというような状況にあります。

弁護士

先ほど、2番さんがおっしゃられたように、法廷で使う言葉につきましては、一般の方にもわかりやすいように、できるだけ簡単な言葉で説明するようにしていますので、今回、そう言っていただけると、大変うれしいです。冒頭陳述に関してですが、今5番さんがその余白が多くて、情報がもう少し欲しかったということなんですけれども、あくまで弁護士側の立場としましては、最初については、冒頭陳述でいろんな情報を盛り込んでしまうと、先にあれこれ考えてしまうことが多いので、冒頭陳述については、要件だけ簡潔にお話をし、公判で被告人本人を含めて、話を十分に聞いてもらった上で判断をしてもらいたいという思いもあって、わざとちょっと余白を多目にしている傾向はあるのかなと思います。もちろん、弁護士によってやり方はいろいろあるのですけれども、今、貴重な意見をいただきましたので、また、今後に生かしていきたいと思います。

司会者

なるほど。必要最小限度ということですかね。この流れで、今度は証拠調べの在り方について、ちょっと皆さんにお伺いします。皆さんの場合は、例えば被害者とか目撃者とかの供述を調書で調べたと思うんですね。証人が出てきて、このとき見たのはこうでした、みたいな証言をされた事件って、多分なかったんじゃないかと思うのですが、生の話で証人から聞いたかったなみたいなことはありませんでしたか。この点はちょっとお聞きしときたいと思うんです

が、いかがですか。2番さんは、傷害致死の事件ですよ。

裁判員経験者 2

私は、被告人には直接お聞きしたのですけれども、聞いたこと全部が記憶にないということで、結局、その具体的な説明はされませんでした。もう少し粘って聞くべきだったのかな、もう少し角度を変えて聞くとよかったのかなという反省があります。

司会者

3番さんは、完全に供述調書だけだったと思うのですけれども、被害者の女子や女性の供述について、何かもどかしい思いをされたということはありませんでしたか。

裁判員経験者 3

これ本当なのかなと最初から疑ってかかってしまいました。調書だけでそれが全てなのかなという思いがして、私も交通のことでは、仕事の関係で裁判とかもやっているのですけれども、やはり調書だけではひっくり返される部分がどうしてもいっぱいあると思うのです。ただ、調書だけで、私どもはそれを判断するというのもどうなのかなというのは、本当に実感していました。

司会者

この同じ流れでお尋ねしたいんですが、4番さんは、放火の事件でしたけれども、何か証拠の写真を見てびっくりしたとかいうふうなところは特にありませんでしたか。

裁判員経験者 4

けがをされている方もいらっしゃらなかったもので、特に精神的にこれはきついなというようなふうに思ったことはないです。

司会者

5番さんと2番さんは、人が亡くなっている事件なのでお尋ねしてみたいのですが、5番さんの場合は、特に衝撃的な写真みたいなのはなかったのですよね。

裁判員経験者 5

ありませんでした。一応タオルが凶器だったのですが、首をしめるタオルに吐血したというものでした。普通に家庭で使っているようなタオルとかに血が、それも多量の血がついてるわけではないものが、証拠として写真で出てきました。ですから、そんなに衝撃を受けるようなものではなかったです。もし、衝撃のある写真を見せられるとすれば、ちょっとどうだったかなと思います。

司会者

2番さんは、確か多少血のついたガラスの破片とかを見ていただいたような記憶があるんですけども。

裁判員経験者 2

生々しい映像も見せていただいたのですが、家に帰って気持ちが悪くなったとかは、ありませんでした。

司会者

証拠の中でちょっと気になったなみたいな、あるいは、こんな具合でわかりやすかったとか、何でも結構ですけど、何かありますか。

裁判員経験者ら

(特に意見なし)

司会者

弁護士会から専門家証人について質問が出ていますが、4番さんの事件で、起訴前鑑定の精神鑑定書を要約した書面を調べる手続があったと聞いていますが、いかがでしたか。

裁判員経験者 4

被告人は、ただ悪いことをした人というイメージしかなかったのですが、鑑定の話を聞いて、鑑定書に書かれてあることが原因でこういう言動をされているのだとわかったので、理解が深まりました。

司会者

ありがとうございました。弁護士会からの質問に関連して、2番さんに担当していただいた事件で、被害者の母親が最後に意見を述べられたと思います。御感想などあれば、お聞きしたいと思います。

裁判員経験者 2

被害者の母親は、一家の大黒柱を失ったということで、これから先どうなるんだ、もうとにかく厳罰をとという切実な訴えをされたので、判断するときも、ものすごく気にはなりました。

司会者

インパクトがあったということですね。では、少し視点を変えて、証人や被告人に質問された方にお聞きしたいと思います。4番さんは、質問しやすかったですか。

裁判員経験者 4

全ての話をきちんと聞いて判断しなかったもので、質問させてもらいました。その質問ができたことで、すっきりしたので良かったです。

司会者

2番さんは、いかがでしたか。

裁判員経験者 2

同僚同士が酒を飲んだ上で、ささいなことからいさかいになって、ビールジョッキでたたいたという事件で、なぜまず口で解決しようとしなかったのか、いろいろ聞いたのですが、酒を飲んでいたので記憶にないと、こちらが聞いたことに対する答えがいただけなかったのが少し気になりました。角度を変えて聞けば良かったのかと反省しています。

司会者

例えば、こういう工夫や助言があれば質問できたということがありましたらお聞きしておきたいのですが。

裁判員経験者 1

周りの方が聞いたかったことをどんどん質問してくれていたもので、自分の中

で解決していきました。

司会者

もう合議体は皆一体ですからね。5番さんは、いかがですか。

裁判員経験者5

私もお聞きしたいことは、他の方が質問されましたし、自分の中で納得できる部分があったので、特に質問しませんでした。

司会者

3番さんは、何か聞き足りなかったことはないですか。

裁判員経験者3

何度か聞きたかったのですが、聞くタイミングがわかりませんでした。裁判長たちが質問されたときでも、答えがあまりきれいに返ってこなかったのも、聞いてもまともな返事が返ってこないのかなという思いがあり、何を聞いても腹を割って話してくれないという印象がありました。

司会者

これも弁護士会からの質問ですが、被告人質問や被告人の最終陳述で、被告人の態度、発言など何か気になったところはありませんでしたか。

裁判員経験者3

反省しているようで、反省していない部分が見えたりしたので、被告人には事件にしっかり向き合ってほしいと思いました。

司会者

証拠調べが終わると、審理の最後の締めくくりに、検察官と弁護人がそれぞれ論告、弁論を行います。論告や弁論はわかりやすかったですでしょうか。また、配布資料は役に立ちましたか。それから、論告や弁論の際の検察官や弁護人の態度などで何か気になったことはなかったでしょうか。

裁判員経験者1

弁護人の弁論は、議論をしていく上で大変参考になりました。

司会者

2番さん、何か論告で印象に残っていることとかありますか。例えば、検察官は、グラフィックでわかりやすく、コンパクトになど、組織を挙げて研究しているようすが。

裁判員経験者2

我々素人にも本当にわかりやすいように経過を説明されるので、十分理解はできました。弁護人側も、どういう償いがいいかということも強調しながらされていたので、双方の言い分がよくわかりました。

裁判員経験者3

検察官と弁護人の話はよく理解できましたし、お互いの言い分もよくわかりました。その中で、検察官側の言っておられることは納得だという部分が多々ありましたが、弁護人が配られた書面の中には、どういう考えでこんなことを書かれたのかと不思議に思ったことがありました。それから、お互いがものすごい勢いで論じ合う感じなのかと思っていたのですが、淡々と事務的に読んでいて、ああこれで済んでいくのかとも思っていました。

司会者

弁護人としては、やや耳の痛いところですね。弁論をされるときの苦労話などを披露していただくと、多少なりとも理解が得られるかもしれませんが、いかがですか。

弁護士

弁論については、先ほどの冒頭陳述と違い、これまで公判の中で話してきたこと、弁護人が考えていること、被告人側から主張したいことをまとめてペーパーを作っていますが、人によっては、他にもいろいろ事件があって、ペーパーができるのが直前になってしまっていて、弁論するとき、ただ単に書いたものを読み上げて終わってしまった、うまく言えなかったということがあるのかもしれないですね。事前に時間を使って、もっと準備をしておくべきだったとは思います。

裁判員経験者3

私どもの会社でも、やはり事前に時間がなくても、みんなの意見を聞いて準備しています。失礼なことを言いますが、ちょっと怠っているのかな、そこをもっともっと詰めていただいたほうがいいのかなど思ったりしました。

弁護士

貴重な意見、ありがとうございます。自分もそういうことがないように、今後、気を付けていきたいと思えます。

裁判員経験者 4

私たちは正直なところ、ドラマの世界でしか裁判を見たことがないので、前に出て来られて、すごい熱く弁論されたりするのかなど思っていました。実際はそうではないと最初に教えていただいて法廷に入らせてもらったら、本当にそうではなかったというのは確かにありました。

でも、正直なところ、逆に私はそうではない方がわかりやすかったと思えます。私たちは専門家ではないので、どうしても前日に聞いた話でも忘れることがあると思うのですが、それを淡々とかもしれませんが、弁護人や検察官がまとめた紙を見ながら説明を聞いたので、ああ、そういえば、昨日そういうことを言われていたなと思い返すことができ、冷静に判断することができたのではないかと思えます。

司会者

ありがとうございました。5番さん、最後ですが、論告、弁論で、御感想、気がついたことなどがあればお願いします。

裁判員経験者 5

論告で最後に求刑の数字を聞いて、検察官がこの年数が適当だと思っているというのが初めてわかり、当然ながら、弁護人の方が年数は少なかったのですけれども、その最後のあたりで数字になるのかと思いました。

司会者

それでは、評議についてお尋ねします。意見を言いにくい雰囲気になかったか、十分意見を述べることができたか、お伺いしていきたいと思えますが、い

かがでしょうか。

裁判員経験者 1

私は、すごく話しやすい、いい雰囲気でしたので、意見も言いやすかったです。付箋に意見を書いてホワイトボードに貼って、こういう意見が多いとか、少ないですがこういう意見もありますとか言ってもらえて、そういう捉え方もあるんだと思ったりして、評議はすごくしやすかったと思っています。

裁判員経験者 2

人の人生を左右するような結論を出すのに、我々が参加していいのかというちゅうちょが常にありました。司法のプロが最終的に判断すべきで、我々の意見は、参考にするぐらいにとどめるべきではないかなと。

裁判員経験者 3

評議の中で、裁判長から量刑についていろいろと説明していただいて、こうやって決めるんだということが初めてわかったのですが、検察官も弁護人も求刑をどのように決められるのか教えてほしいです。

弁護士

私が担当した事件は、放火だったのですが、そのときは、まず弁護人の弁護活動としては、執行猶予をつけてもらいたいというのが、大前提にありました。執行猶予をつけるには、3年より短くないといけないので、初めから3年以下になることを目標にして弁護活動をしていましたので、結果から逆算してしまったということにはなりません。

司会者

例えば、前科の関係で実刑しかない事件のときに、弁護人としてどう求刑するとかいろいろ悩みがありそうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

弁護士

明らかに実刑が予定されるような事件につきましては、弁護人の方から極端に低い年数を言ってしまうと、その裁判員の方からも何を言っているのだろうということで、これまで言ってきた内容についても説得力がなくなってしまう

ますので、どうしても厳しい判断にならざるを得ないというときには、寛大な処分をお願いしますということで、具体的な年数は言わないということも考えます。

司会者

4番さん、評議はいかがでしたか。

裁判員経験者4

堅苦しくなく、普通に和やかな感じで、みんなも素直な意見を言えるような雰囲気をつくっていただけたので、すごく話しやすかったです。それから、量刑に関して、1番さんと同じように付箋を使ったのですが、会社とかでもよくトラブルなどで原因究明するときに同じような手法が使われていたので、会社だけではなくて、こういう場でも使われるんだなとも思いました。あとは、類似の事件のときはどうだったとか、その判断材料になるような説明もたくさんしていただいたので、量刑の判断などはしやすかったと思います。

裁判員経験者5

評議の雰囲気としては穏やかな感じで、1つの事件について、個人的には思っていることを素直に言えて、それに関して反対意見もあったりしましたが、いろいろな方の意見が聞けて、すごく勉強になりました。殺人事件でしたが、いろいろな方向から考えることで事件を深く知ることができたかと思います。

司会者

わかりました。それでは最後となりますが、今後、裁判員になられる人たちへの助言とか、未来の裁判員へのメッセージを1番さんからお願いできますか。

裁判員経験者1

いろいろな人の人生を左右する結果になるかもしれませんし、正直難しいことだと思いますが、私から言えるのは、封書が来たら、是非参加してもらいたいということです。すごく自分の考えが広がりますし、こういう世界があるんだと強く思ったので、是非参加する方向で考えていただけたらなと、私は思っ

ております。

裁判員経験者 2

わかりやすく，理解できるように，いろいろ説明もしていただけたし，常識を基本に判断したらいいという立場で，大変な場所だと思わず，参加していただいたらいいかなと思います。我々も機会があったら，そういうふうに言っていけないといけないと思っています。ただ，この裁判員制度を定着させていこうと思ったら，制度について勉強する機会を取り入れる方がいいと思いました。

裁判員経験者 3

私もやってよかったです。自分の人生にプラスになったのは間違いないと思います。人を憎まず，罪を憎むという昔の人の言葉がよくわかりました。やはり本当は心の中で，みんな，9割9分ぐらいは行きたくないと思っていると思います。仕事を休んで，給料どうするんだという話にもなってしまいますし。こういった裁判を行う上で，どういうことをやって，どういうふうに判断して，どう裁かれていくのかということがわかっていけると，他人事みたいになってはいけないと思うんですよね。今まで私も裁判などを気にすることはなかったのですが，新聞で裁判長の名前が出ているのを見たら，ああ，頑張っておられるなと思ったりします。私の考えが変わったということ，これからの方々に，また伝えていきたいと思いましたし，アピールしていかなければと思っています。

裁判員経験者 4

普段は，経験できないことだと思います。最初，封書が来たとき，面倒くさいな，こんなときに会社休めるかなと思ったのですけれども，実際，行ってみて，やはり見方が変わってきたと思います。それは，人生経験として絶対無駄ではないと思うし，一度行って嫌だったら，それで判断したらいいことであって，一度も行っていないのに，そこで嫌だとか面倒くさいと言うのは，ちょっと違うかなと考えられるようになったので，一度ぐらいは経験してみてもいい

のではないかなと思います。そこから、いいことだったか、悪いことだったかを判断してもらったらいいのではないかと思います。

裁判員経験者 5

参加して良かったと思います。一つの事柄に対してどう思うか、他の人の意見も聞きながら、自分の見識、理解を深めていくのはすごく貴重な経験だと思います。ですから、是非選ばれた方は参加していただけたらと思います。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、先ほど2番さんが裁判員裁判になって何がどう変わったんですかと、それは良い変化なんですかと根源的な問いかけが法律家にあったので、出席している裁判官に、考えなどを聞きたいと思います。

裁判官

私は、裁判員裁判がすごく好きです。裁判員の方と一緒に悩んだり、迷ったりしながら適切な結論に導いていく、この作業が私自身はとても楽しくて、裁判員制度が始まる前よりも刑事裁判はすごくやりがいがある仕事になっています。そしてもう一つ、私自身に良かったこととしては、すごく勉強をするようになりました。皆さんに、法律のことを一から説明するには、自分がよく理解していないと説明できないので、そのために勉強しなければならないことになります。その勉強のモチベーションがすごく上がることになり、もう個人的なものですが、裁判員制度が始まって良かったと思っています。

司会者

最後になりますが、報道関係の方から御質問をお願いしていいですか。

記者

本日は、貴重なお時間をありがとうございました。会社員や自営業などをされている方に、職場とか、生活面とか、調整するに当たって苦勞された点、どういった苦勞をして、そのためにどう工夫したかなどをお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 1

私の会社はその人 1 人が欠けても大丈夫なように、誰かがカバーできるようになっていて、引継ぎをして行けたので、安心して参加できました。会社の制度で、裁判員に選ばれたら、優先的に参加してくださいという休暇もありましたので、特にバタバタした印象はなかったです。

裁判員経験者 3

私は、会社を経営しているので、上からどうこう言われることはなく、自分の都合のいいように来ることができました。それだけ信頼できる部下がいたからだと思っております。

裁判員経験者 4

私の会社も、裁判員裁判で休暇を取れるようにはなっているので、全然問題はなかったのですが、やはり、選ばれてから裁判までの日にちが少ししかなかったので、本当に会議なり、仕事の締め切りなりの調整が大変だったのは確かです。でも、会社がそういう理解をしてくれているので、裁判員になったのでと言うと、皆さん、何も文句も言わずにしていただけだったので、その辺は助かりました。

裁判員経験者 5

僕も上司と話して、そういう休暇の制度があると聞き、裁判が終わってから、休暇届を出して対応しました。仕事は他の人達がカバーしてくれて 1 週間乗り切りました。

記者

差し支えない範囲で、皆さんが担当された事件の罪名を教えてください。

司会者

まず 1 番さんは、強制わいせつ致傷、銃刀法違反です。2 番さんは、傷害致死です。3 番さんが住居侵入、強制わいせつ致傷、強制わいせつです。4 番さんが現住建造物等放火 3 件です。5 番さんは、殺人です。

記者

先ほどの仕事や生活面で苦勞した点に関して少し追加で質問します。近年、裁判員裁判は、長期化する傾向にあって、皆様は、短かったかもしれないですが、この裁判所では200日を超える裁判が行われたという経緯もあります。そのような裁判員裁判の長期化について御意見があれば、お聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者 1

私は、1週間かからなかったのですが、さすがに何か月と言われると、少し悩むところはあるとは思いますが。それぐらいの日にちになってしまうのであれば、最後まで頑張ろうとは思いますが。職場のほうは、協力的なのではないかと思っております。

裁判員経験者 2

毎日、日曜のようなので、どんな日数でも対応できると思います。だから、年寄りも、そういう点で向いてるのかなとは思っていますが。

裁判員経験者 3

経営者からすると、200日にもなると、申し訳ないですが、休業補償もできないと思いますし、自分の有給も最大40日しかないものですから、厳しいです。

裁判員経験者 4

会社員としては、6か月とか毎日拘束されるのは、正直無理だと思います。ただ、私が経験したのは4日間で、うち水曜日が1日休みで、そのとき出勤ができたので、まだ何とか対応できたのですが、6か月とか期間が長くなるのであれば、例えば、半日だけ裁判所に来させてもらって、あとの半日は、仕事に行けるような形になったら、多分、自分の仕事もこなせて、裁判員もできるかと思いますが、6か月も裁判員として裁判所に来て、週に1回しか会社に行けないとなると、やはり仕事は何も任せてもらえなくなってしまい、その裁判が終わった後の自分の立場が心配です。今までどおり信頼して任せてもらえるのかなというところもあるので、期間が見直せないのであれば、例えば、拘束さ

れる時間を少し見直していただけたらありがたいと思います。

裁判員経験者 5

最初から1週間とわかっていましたので、1週間ぐらいだったら、個人的には休んでもいいかと思って来させてもらいました。最初に200日とわかっていたら、多分、その時点で辞退していたと思います。ちょっと200日も休むのはどうかなと思います。

司会者

活発に御意見いただきまして、誠にありがとうございました。貴重な御意見を裁判所、あるいは、検察庁、弁護士会、それぞれ、また未来の裁判員裁判に生かしていきたいと思っております。これをもちまして、本日の意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上